こども家庭庁が、こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用施行準備ガイド資料や広報啓発資料等を作成しましたので、お知らせします。
なお、本件の周知については、令和８年熊本地震の状況に鑑み、発出時期を学校等に負担のない時期に設定するなど、工夫いただいて差し支えありません。

事　務　連　絡
令和８年８月３日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県スポーツ・文化行政担当課
各指定都市スポーツ・文化行政担当課
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課　　御中
各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局政策課

こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用施行準備ガイド資料
及び広報啓発資料等について（周知）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）は本年 12 月 25 日施行であり、各学校設置者等において、施行に向けた準備を進めていく必要があります。

このたび、こども家庭庁から各都道府県知事等に対し、別添１・２のとおり、こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用の施行準備ガイド資料や広報啓発資料等が通知されたので、お知らせします。

別添１は、学校設置者等の義務事業者が、施行までに最低限対応する必要のある事項をわかりやすくまとめたガイドに関するものです。こども性暴力防止法の施行に向けて、内容をしっかり把握するため、積極的にご活用ください。

別添２の「一般の方向けリーフレット」は、児童対象性暴力等の未然防止のために保護者に向けて本制度を周知することを目的としています。各学校設置者におかれては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等

のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第 104 号）において、従事者が児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の報告ルールや報告後の対応ルールを策定すること、相談員の選任又は相談窓口の設置を行うこと、相談窓口を、児童等及び児童等の保護者に対して周知しなければならないことを踏まえ、例えば、当該ルールや相談窓口等を保護者に周知する際に併せて当該リーフレットを活用するなど、各学校設置者の実情に応じて周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本リーフレットを学校経由で保護者に周知する等、所管の学校にも周知をする場合は、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、例えば、他の案件とまとめて周知したり教育委員会等主催の教員研修の場で配布したりするなど、必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

つきましては、各都道府県教育委員会担当事務主管課等におかれては、以下に掲げる表のとおりこれらを周知いただくようお願いします。なお、本件の周知については、令和８年熊本地震の状況に鑑み、発出時期を学校等に負担のない時期に設定するなど、工夫いただいて差し支えありません。

（参考）義務事業者用準備ガイド（Ver.1.0）
本体：
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/a6d2f059/20260722_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_67.pdf
参考資料：
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/5d456ef9/20260717_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_63.pdf

【別添資料一覧】
別添１　こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用施行準備ガイド資料の周知及び円滑な施行に向けた対応について（依頼）（令和８年７月 17 日付けこども家庭庁支援局長通知）
別添２　こども性暴力防止法の施行に向けたキャラクター策定・広報啓発資料の周知依頼について（令和８年７月 17 日付けこども家庭庁支援局長通知）

【こども性暴力防止法に関するこども家庭庁のお問い合わせ窓口】
専用ダイヤル：03－5357－1146（受付時間：平日９時 00 分から 17 時 00 分まで（年末年始を除く））
問い合わせフォーム：
https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898

【本事務連絡全体に関することについて】
文部科学省総合教育政策局政策課企画調整係
電　話：03-5253-4111（内線：2641）
Ｅ－mail：soseisk@mext.go.jp
※法に関する問い合わせは上記の窓口に、個別の問い合わせは以下の各校種の各担当部署に、それぞれお問い合わせ願います。

【公立学校について】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
電　話：03-5253-4111（内線 2588）
Ｅ－mail：syoto@mext.go.jp

【私立学校について】
文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係
電　話：03-5253-4111（内線 2532）
E-mail：sigakugy@mext.go.jp

【国立大学法人について】
（国立大学法人が設置する附属学校に関することについて）
文部科学省高等教育局専門教育課教員養成企画室教育大学係
電　話：03-5253-4111（内線：3498）
E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

（その他国立大学法人一般に関することについて）
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係
電　話：03-5253-4111（内線：3760）
E-mail：hojinka@mext.go.jp

【公立大学法人及び公立大学法人が設置する附属学校について】
文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係
電　話：03-5253-4111（内線：3370）
E-mail：daigakuc@mext.go.jp

【高等専門学校について】
文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校第一係
電　話：03-5253-4111（内線：3347）
E-mail：senmon@mext.go.jp
※高等専門学校を設置する公立大学法人、学校法人に関することについては各法人の担当部署にお問い合わせ願います。

【専修学校・各種学校について】
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室第一係
電　話：03-5253-4111（内線：2915）
Ｅ－mail：syosensy@mext.go.jp

【文化関係団体について】
文化庁（総合調整担当）
電　話：03-5253-4111（内線：2896）
Ｅ－mail：s-kikaku@mext.go.jp

【スポーツ関係団体について】
スポーツ庁政策課企画係
電　話：03-5253-4111（内線：3780）
Ｅ－mail：sseisaku@mext.go.jp

【社会教育関係団体について】
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係
電　話：03-5253-4111（内線：2973）
Ｅ－mail：houki@mext.go.jp

宛先	周知先
各都道府県教育委員会担当事務主管課	各学校（専修学校及び各種学校を含む。）を設置する域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会担当課（スポーツ・文化行政担当課を含む。）
各都道府県私立学校主管部課	所轄の学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 152 条第５項の法人を含む。）及び学校（専修学校及び各種学校を含む。）
各都道府県スポーツ・文化行政担当課	域内の市（指定都市を除く。）町村スポーツ・文化行政担当課
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課	所轄の学校設置会社及び学校
各国公立大学法人担当課 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 大学を設置する各学校設置会社担当課	設置する学校（大学並びに専修学校及び各種学校を含む。）
厚生労働省医政局医療経営支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課	所管の専修学校

別添１

こ支性第８１号
令和８年７月１７日

各　都道府県知事
　　指定都市・中核市市長　殿

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用施行準備ガイド資料の周知及び円滑な施行に向けた対応について（依頼）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法の施行まで半年を切る中で、特に施行後に法令に基づく取組が義務となる学校設置者等（義務事業者）において、必要な準備を早期に進めることが重要です。

このため、今般義務事業者が円滑に準備を進めることができるよう、施行までに最低限対応する必要のある事項について、わかりやすくまとめたガイドとなる資料を作成しました。

各都道府県、指定都市並びに中核市におかれては、義務事業者における対応が円滑に進むよう、本資料を周知いただくとともに、特に公立の施設については、各地方公共団体（教育委員会、施設所管の担当部局）に法令に基づく措置の実施の義務がありますので、早期の対応をお願いします。

あわせて、管内全体の準備が円滑に進むような支援、体制整備等について、別添の事項についても対応の検討をお願いします。

各都道府県におかれては、本通知の内容について、管内の市区町村に対して周知をいただくようお願いします。

記

こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用準備ガイドの掲載先は、以下のとおり。

【資料掲載先】

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

以上

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法の施行（本年12月25日）に向けたお願い

別添

○　こども性暴力防止法は本年１２月２５日施行であり、施行まで半年を切りました。施行に向けて、準備を加速する必要があります。学校、保育所等の義務対象事業について、施行後、法令に基づく措置を適切に実施するため、早期の対応をいただくとともに、以下の事項についても対応の検討をお願いします。

（管内全体の準備のサポート）

・　例えば法に基づく研修について、各地方公共団体において企画し、公立の施設の従事者だけでなく、民間の事業者で働く従事者に参加を呼びかける等、民間の事業者含め**管内全体の準備が円滑に進むようにご支援をお願いします。**

・　また、法は児童が利用する幅広い施設が対象であり、公立の施設の従事者の人事・労務管理や、犯罪事実確認に関して戸籍事務も関係するなど、**地方公共団体内でも広く所管がまたがる**ところ、例えば、法の施行に向けてこうした**関係部局を横断するチームを設置するなど、関係者間の連携を強化**し、管内全体の準備が円滑に進むような体制整備もお願いします。

（条例改正の検討）

・　監督等に関し、対象となる各事業の運営等基準を改正しているため（※）、これらの基準に従い定める**各地方公共団体の条例についても、改正の検討をお願いします。**

（※）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104号）附則第７条から第11条まで

○　こどもへの性暴力根絶に向け、国として最大限支援してまいります。各地方公共団体においても、積極的な取組をお願いします。

別添２

こ支性第 78 号
令和８年７月 17 日

各　都道府県知事
　　指定都市・中核市市長　殿

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の施行に向けたキャラクター策定・広報啓発資料の周知依頼について

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法の施行まで半年を切り、必要な周知・広報を一層進める観点から、今般、新たにリーフレットを作成いたしました。本リーフレットは、保護者をはじめとする一般の方には、こどもを性暴力から守るためにできる取組への理解を深めていただくこと、対象事業者・従事者には法により求められる対応や留意事項への理解を深めていただくことを目的としています。

さらに、法の対象事業を行っている施設、自治体、その他の公共施設等に掲示いただき、制度の開始とその趣旨をお知らせするポスターも制作しました。これらは、こども家庭庁のウェブサイトにも掲載しています。

なお、今般法の対象事業者が表示することができる「事業者マーク」（通称「こまもろうマーク」）の中で描かれているフクロウのキャラクター「こまもろう」を法の公式キャラクターとして位置づけ、本リーフレットやポスターにおいて活用しています。本キャラクターは今後、法の周知・広報に積極的に活用していくこととしており、今後、各自治体や事業者が法についての周知・広報を行う際にも、利用することが可能です。

各都道府県並びに指定都市及び中核市におかれては、下記に掲げる対象ごとに作成した別添の周知資料について、学校教育、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、幅広く周知いただくとともに、各都道府県におかれては管内の市区町村に対し、周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

１　一般の方向けリーフレット（別添１）

保護者をはじめとする一般の方向けに、こどもを性暴力から守るために日頃から心がけるべきことや、こどもから性被害の相談を受けた時の対応等をまとめたもの。

２　事業者向けリーフレット（別添２）

制度の対象事業者向けに、法施行後に求められる対応や、法の認定を受けることによるメリット等をまとめたもの。

３　従事者向けリーフレット（別添３）

制度の対象従事者向けに、こどもに対する性暴力の特性等、こどもと接する業務に従事する上で求められる対応や留意事項等についてまとめたもの。

４　ポスター（別添４）

公式キャラクター「こまもろう」を活かしたデザインで、法の開始やその趣旨の周知を目的としたもの。学校や保育所等、法の対象事業を行っている施設、自治体、その他の公共施設に掲示していただくことを想定したもの。

※　キャラクターについては、今後、当庁ホームページにおいてデータや利用手引きの掲載を予定していますが、早期に必要な場合については、下記連絡先までお問い合わせをお願いいたします。

上記周知資料はこども家庭庁ウェブサイトに掲載されています。同ウェブサイトに掲載されている既存の動画およびリーフレットも併せてご活用ください。
（こども家庭庁ウェブサイト）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

【問合せ先】
こども家庭庁支援局
参事官（こども性暴力防止担当）
Mail：comamorou.kouhou@cfa.go.jp
ＴＥＬ：03-6858-0195

別添１

こどもを性暴力からまもるための取り組み

こどものためにできること？

保護者の方
こどもと関わる
大人の皆さまへ

こまもろう（「こども性暴力防止法」公式キャラクター）

こどもをまもろう
みんなでまもろう

こどもへの性暴力は、身近な人でも気づきにくいもの。
こどもが見せるサインにいち早く気づくよう
周囲の大人が日常的に目を配ることが必要です。
こどもが相談しやすい環境をつくって
みんなでこどもを性暴力からまもりましょう。

「こまもろうマーク」は、
こどもが安心して過ごせる環境の目印です。
こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に
取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、
犯罪になり得る行為です。

例えば…

着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るように求められる　など

保護者のみなさまにお願い

日頃からよくコミュニケーションを取りましょう

こどもへの性暴力は、身近な人でも気づきにくいもの。
こどもの異変やSOSに、大人がいち早く気づくことが大切です。

こどもへの性暴力は
この3つが特徴です　❶深刻さ　❷相談のしづらさ　❸発見のしづらさ

日頃からこどもと話しておくこと

- ☑ 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は、自分も相手もお互いに**見せない・触らせない**
- ☑ イヤな触られ方をされそうなときは、**「イヤだ」「やめて」**と言ってもいい
- ☑ 「イヤだ」「やめて」と言えなかったとしても、**あなたは悪くない**
- ☑ イヤなことをされたら、**すぐに大人に相談する**

こんな様子が見られたら
「どうしたの？」
と声をかけてみましょう

- 不眠（夜更かし、怖い夢を見るなど）
- 集中力の低下、ぼんやりする
- 自信喪失、自己卑下
- 人との距離の変化
（人と接触を避ける、過度に距離が近い）　など

こどもから性被害の相談を受けた時の対応

- 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、疑ったり否定したりせず、寄り添いながら話を聴いてください。
- 聴き取る内容は最小限にし、こどもが自発的に話す内容のみ受け止めてください。詳しく尋ねると、記憶に影響するおそれがあります（記憶の汚染）。
- なるべく早くワンストップ支援センター／警察／児童相談所等に相談してください。

ワンストップ支援センター（はやくワンストップ）#8891
性犯罪被害相談電話（警察）（ハートさん）#8103
児童相談所（いちはやく）#189

2026年12月25日施行「こども性暴力防止法」とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、
こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。
こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が求められます。

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。

別添２

2026年12月25日より

こどもたちを
性暴力からまもる
新しい制度が始まります

教育・保育
などを行う
事業者
の皆さまへ

こどもに対する性暴力は
断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者に求められること

- ✅ 性暴力の**未然防止**のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✅ 性暴力の**早期発見**のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✅ こどもと接する業務に就く人の**性犯罪歴の確認**　など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、**その従事者をこどもと接する業務に就かせない**などの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象**となります。
放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など

認定対象

- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ✓ 法で定められた**性暴力防止のための取り組みが求められます。**
  （義務対象事業者と同様の取り組み）
- ✓ 事業者の**認定の有無を保護者**などが**確認できる**ようになります。
  （こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます）
- ✓ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
  （認定事業者マーク）

教育・保育 などを行う 事業者 の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。
こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、
法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。
手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しくはこちら

こどもまんなか
こども家庭庁

別添３

こどもに対する
性暴力の防止
についてできること
考えてみませんか？

こどもに対する性暴力は
断じて許されません。

こどもと接する現場で働く方々は、
2026年12月25日より
「こども性暴力防止法」に基づき、
性暴力防止のための
取り組みを行う必要があります。

こども
と接する
現場で働く
皆さまへ

「こども性暴力防止法」とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、
こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。
こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／
性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が
求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、犯罪になり得る行為です。

例えば…

着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るように求められる　など

こどもに対する性暴力の特性

- 相談のしづらさ
- 発見のしづらさ
- 深刻さ
  - 他者や社会への信頼を失う
  - 罪悪感や恥ずかしさ
  - 心や体の成長への深刻な影響も

教育・保育現場の特性

- **支配性**：指導などを通じて強い立場に立つ
- **継続性**：業務の中で繰り返しこどもと接する
- **閉鎖性**：保護者などの目が届かない

不適切な行為とは？ 一緒に考えてみましょう

不適切な行為の例

- こどもとSNS上で私的なやり取り
- 私的な端末でこどもの写真を業務外の目的で撮影
- こどもと二人きりで私的に会う　など

POINT 1

「不適切な行為」とは、性暴力に該当しないが、業務上必要とはいえず、継続・発展することで性暴力につながる可能性のある行為です。

どのような行為が「不適切な行為」に当たるかは、事業内容やこどもの発達段階・特性などによって異なり、事業者ごとにその範囲を定めることになります。

POINT 2

性暴力を未然に防ぐために。

「不適切な行為」の段階で対処することで、こどもとの適切な距離感が失われることを防ぎ、性暴力からこどもたちをまもりましょう。

POINT 3

日頃から話し合いましょう。

日々の振り返りなどを通じて、日頃から「不適切な行為」の範囲について話し合って共通認識を持ち、行動の変化につなげていきましょう。

未然防止・早期発見のための取り組み

- ☑ こどもの日常観察
- ☑ 相談窓口の設置・周知
- ☑ 面談・アンケート実施
- ☑ 性暴力が疑われる場合の報告

「性暴力はどこでも起こる可能性がある」との意識を持って、未然防止や早期発見に努めましょう。

皆さま一人ひとりのご協力をお願いします

「こまもろうマーク」は、こどもが安心して過ごせる環境の目印です。こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」について詳しくはこちら

別添４

こどもをまもろう
みんなでまもろう

学校、保育園、塾や習い事。
こどもたちが日々過ごす場所を安心できる環境へ。
こどもたちを性暴力からまもるために何ができるのか、
みんなで一緒に考えてみませんか？
合言葉は、「こまもろう」

こども性暴力防止法
2026年12月25日施行

日直
こまもろう
〈公式キャラクター〉

「こども性暴力防止法」について詳しくはこちら

こどもまんなか
こども家庭庁